

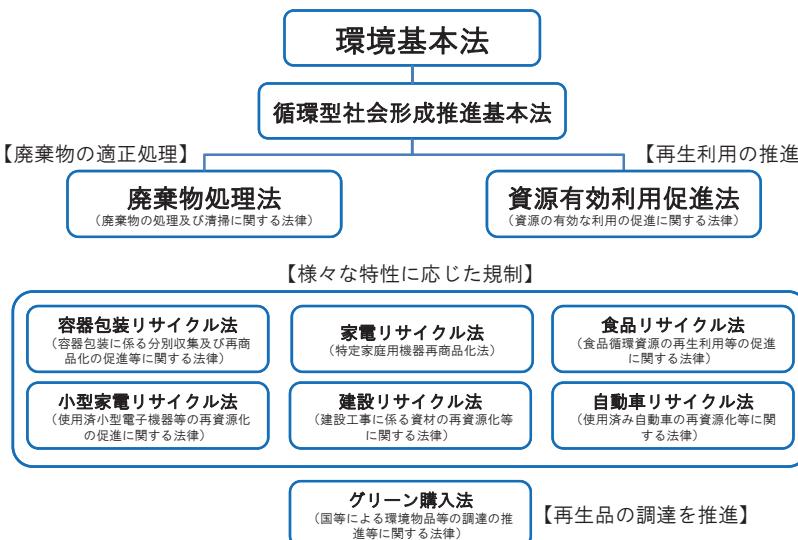
# 福岡市 ごみ分別ルール変更に伴う説明会



福岡市 環境局 事業系ごみ減量推進課



## 廃棄物に関する法律



法令等で定める事業者の責務



## 事業者の責務①

廃棄物処理法  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)



第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じる廃棄物を**自らの責任において適正に処理**しなければならない。

## 事業者の責務②

### 福岡市廃棄物条例

(福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例)



- 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再生資源の利用を促進する等により、**廃棄物を減量**しなければならない。
- 事業者は、その事業系**廃棄物を自らの責任**において適正に**処理**しなければならない。
- 事業者は、廃棄物の**減量及び適正な処理の確保**に関し市の**施策に協力**しなければならない。

## 適正な処理



## 事業所から排出されるごみの種別

### 事業所から出るごみ

#### 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた**廃棄物**のうち、**法令で定められたもの**

#### 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた**廃棄物**のうち、**産業廃棄物以外のもの**

廃棄物から、**産業廃棄物をのぞいたものが事業系一般廃棄物**

## 産業廃棄物の具体例

あらゆる事業活動に伴うもの	①	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、その他の焼却残さ	特定の事業活動に伴うもの	⑬	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改修又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物業から生じる紙くず		
	②	汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、ビリビット汚泥等		⑭	木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改修又は除去により生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品販賣業から生じる木材片、おがくず、バーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等		
	③	废油	鉛物性油、動植物性油等		⑮	繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改修又は除去により生じたもの）、衣類その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず		
	④	废酸	廃硫酸、廃塩酸等、すべての酸性廃液		⑯	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生じるあめかす、のりかす、醤油かす、発酵かす、魚及び貝のらら等の固形物の不要物		
	⑤	废アルカリ	廃ソーダ液等、すべてのアルカリ性廃液		⑰	動物系固形不要物	畜場において処分した黒畜、食鳥処理場において処理した食鳥の固形物の不要物		
	⑥	废プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物		⑱	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の糞尿		
	⑦	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず		⑲	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体		
	⑧	金属くず	鉄鋼、研磨くず、切削くず等、金属性家貝類（机、ロッカー類）		⑳	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの			
	⑨	ガラスくず、コンクリートくず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるアスファルト、コンクリートくず						
	⑩	鉛さい	鉛物廢砂、電気炉等溶解炉かす等						
	⑪	がれき類	工作物の新築、改修又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、その他これに類する不要物						
	⑫	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DXN対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物燃却施設において発生するばいじんであって隼人施設において集められたもの。						

## 廃棄物の収集運搬

産業廃棄物

→ 産業廃棄物収集運搬許可業者

事業系一般廃棄物

→ 事業系一般廃棄物収集運搬  
許可業者

### 【廃棄物種別毎の許可を持たない者へ収集を依頼した場合】

依頼した側は「廃掃法 第六条第6項」に違反する委託となり、また、依頼された側は「廃掃法 第七条第1項」に規定する許可を持たない収集運搬になるため、双方、**五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金**が課せられます。

## 事業系一般廃棄物の処理方法

- ① 自ら処理する。
- ② 市の処理施設へ自己搬入する。
- ③ 事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼する。

※ 許可業者に収集を依頼する場合、ごみ袋は中身の見える透明の袋を使用すること。

なお、許可業者が収集した廃棄物については、市の処理施設へ搬入している。

## 廃掃法に基づく福岡市の法定計画



## 新循環のまち・ふくおか基本計画

### 「元気が持続する循環のまち・ふくおか」

#### 市民・事業者の自発的な取組み

#### 行政が支援

3Rの基盤整備  
市民・事業者の自主的な  
ごみ減量につなげる基盤整備

経済的手法の活用  
集団回収報奨、  
基金制度の活用など

人づくり  
環境教育・学習機会の提供  
情報発信・表彰など

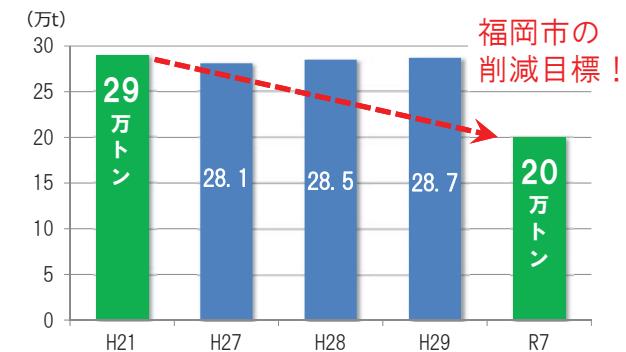
※ 「新循環のまち・ふくおか基本計画」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づく法定計画です。市民・事業者の自主的・自発的な取組みを行政が支援することにより、環境保全と都市の発展を踏まえた「福岡式循環型社会システムの構築」を推進します。

## 計画の基本方針

- ① 循環型社会づくりのさらなる推進
- ② 処理の優先順位に基づく適正処理の推進
- ③ 持続可能な社会の実現に向けた施策の推進

## 福岡市の減量目標

### 事業系ごみの減量目標



第4次福岡市ごみ処理基本計画の中で、平成21年度から令和7年度までに事業系ごみを20万tに削減することを目指しています。

## ごみ減量のための3Rの実践



## ごみ削減のための取組



Reduce  
(リデュース)

### 発生抑制

必要なもの以外は買わない、使わないことで、ごみや資源物の発生を抑制します。



Reuse  
(リユース)

### 再利用

不要になったものを譲ったり、壊れた物を修理することで再利用します。



Recycle  
(リサイクル)

### 資源回収・再生品利用

適正排出された資源を回収し、また、回収された資源から作られた再生品を利用します。

## 3Rの推進①



### Reduce (リデュース)



### 発生抑制

必要なもの以外は買わない、使わないことで、ごみや資源物の発生を抑制します。

- 資料の紙使用量を最小限にする
- 両面コピーする
- 広告等を作りすぎない

## 3Rの推進②



### Reuse (リユース)



### 再利用

不要になったものを譲ったり、壊れた物を修理することで再利用します。

- 裏面が使える紙は、メモ帳や片面コピー印刷用に使用する

## 3Rの推進③



### Recycle (リサイクル)



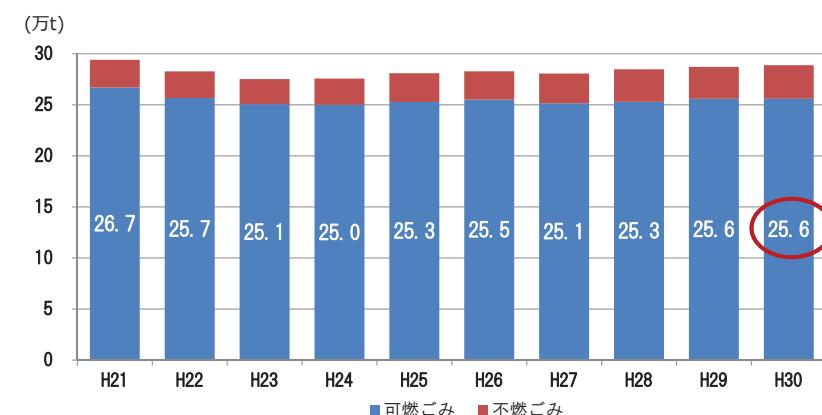
### 資源回収・再生品利用

適正排出された資源を回収し、また、回収された資源から作られた再生品を利用します。

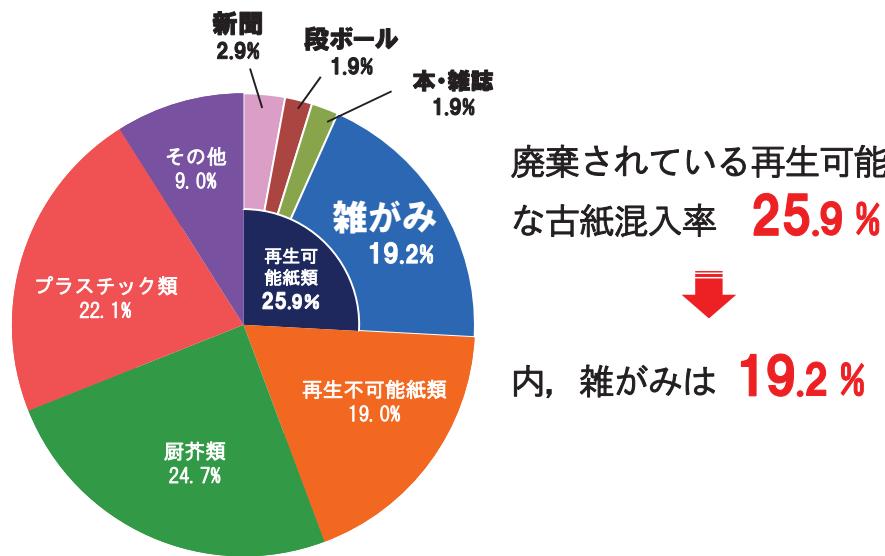
- 紙は廃棄物として処理せず、リサイクルする

## 福岡市の事業系ごみ量の推移

人口や事業所が増加する中、ほぼ横ばいで推移



## 事業系の燃えるごみ組成



## 「雑がみ」とは

新聞・段ボール・雑誌以外の紙類



包装紙



菓子箱



はがき・封筒



パンフレット  
チラシ



名刺・付箋



シュレッダー屑

## 燃えるごみ中の古紙重量

種別	重さ
再生可能な紙類	<b>66,283トン</b>
内訳	新聞
	7,422トン
	段ボール
	4,862トン
本・雑誌	4,862トン
雑がみ	<b>49,137トン</b>

平成30年度の事業系燃えるごみ25万6千トンのうち、再生可能な紙類は約6万6千トン。その内約5万トンは雑がみ。

## 古紙回収の課題

少量排出者や、まとまった量が出ない紙種の排出に対応できなかった

## 古紙回収施設の整備



【福岡市リサイクルベース】  
福岡市博多区西月隈4丁目1番7号  
平成30年5月開設

## リサイクルベースを利用するメリット

ごみとして排出

14円／kg

リサイクル  
ベースへ排出

7円／kg

リサイクルベースへ排出すると料金が  
半額になります。

※ 別途、収集運搬料金がかかります。

## 新循環のまち・ふくおか基本計画の改定

古紙回収ルートが整備され、全ての事業所から排出される古紙の資源化環境が確立したため令和元年7月「新循環のまち・ふくおか基本計画」改定。



事業所から排出される古紙のリサイクルを  
義務付け

## 条例の中の処理計画

### 福岡市廃棄物条例

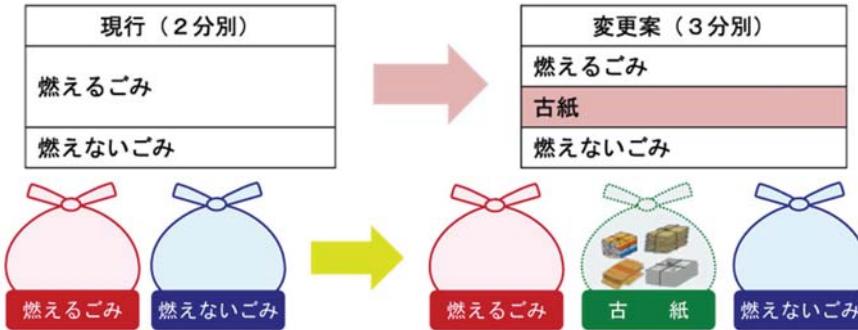
(福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例)



- 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物から排出する一般廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、各別の容器に収納して所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

## 令和2年10月より分別ルール変更

### 「古紙」を含む3分別に変更



### ルール変更後の禁止行為

#### ○清掃工場へ古紙の自己搬入禁止

※ 機密書類も含みます

#### ○「燃えるごみ」としての古紙排出禁止

※ R2. 10. 01より

来年度より清掃工場において、事業系一般廃棄物の展開調査を実施し、再生可能な古紙を「燃えるごみ」として排出した「事業所」へ立ち入り指導を行います。

## 古紙分別区分追加に向けた周知・啓発

説明会  
出前講座

- 各種業界団体への説明会開催
- 出前講座の実施



リーフレット  
配付

- 古紙分別リーフレットの配布
- 啓発ツール作成



訪問指導  
搬入物検査

- 排出事業者への個別訪問
- 清掃工場で古紙の搬入物検査を実施

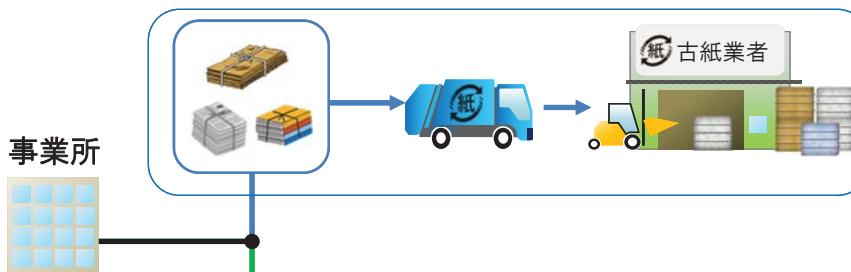


### 古紙の排出方法



## 古紙の排出方法

### ○古紙回収業者へ排出する



### ○リサイクルベースへ排出する



## 古紙回収業者へ排出

①古紙回収業者へ自己搬入する



②古紙回収業者へ回収を依頼する



### 【特徴】

- ・古紙の種類ごとに分別し、飛散しないよう結束するなどして排出する必要がある。
- ・無償もしくは安価で排出できるが、回収を依頼するには、まとまった古紙量が必要となる。

## リサイクルベースへ排出

③リサイクルベースへ自己搬入する



④リサイクルベース行の回収を依頼する（許可業者の回収）

### 【特徴】

- ・古紙の種類ごとに分別する必要がない。
- ・袋に入れ排出するため、小さな紙（名刺等）も排出可能。
- ・少量から排出できる。

## 費用の比較

①古紙回収業者へ自己搬入

安い

②古紙回収業者による回収

高い

③リサイクルベースへ自己搬入

高い

④リサイクルベース行の回収

高い

- ・古紙回収業者へ直接搬入する際は、分別状態が良く、まとまった量であれば買い取ってもらえることもある。
- ・リサイクルベース行の回収は、ごみとして排出する際の「処理料金 14円/kg」が、半額の「リサイクル料金 7円/kg」となる。

## 手間の比較

- ④リサイクルベース行の回収 かかるない
- ③リサイクルベースへ自己搬入
- ②古紙回収業者による回収
- ①古紙回収業者へ自己搬入 かかる

・リサイクルベースへ排出する際は、紙類の禁忌品など判別しにくい紙も袋に入れて排出できるため禁忌品の知識があまり必要ない。

## 排出方法の選択

費用、手間を比較して排出しましょう

## 福岡市事業系ごみ資源化情報発信サイト

事業者と古紙回収業者・機密書類処理業者を結びつけるマッチングサービスを提供

古紙回収マッチング … 古紙を回収してくれる業者を一括して探す

機密書類処理マッチング … 機密書類処理の料金等の詳細を一括して問い合わせせる

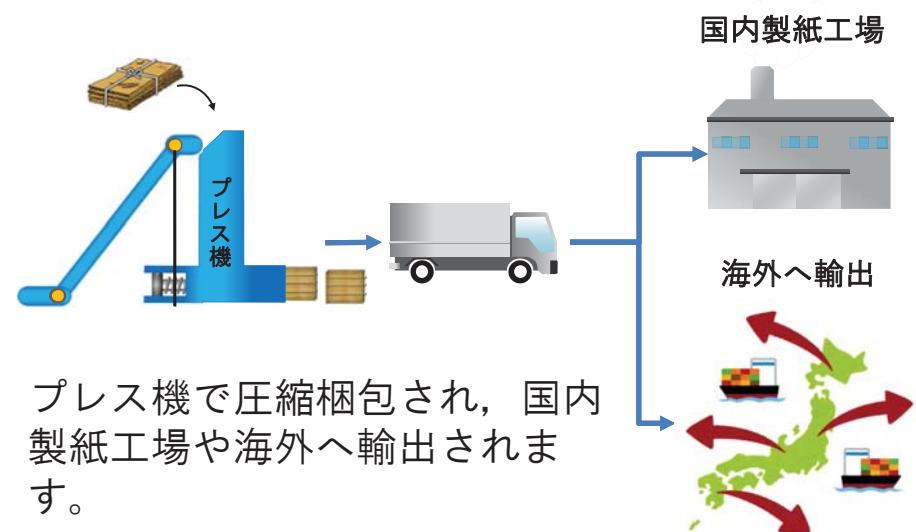


- 古紙回収・機密書類処理マッチング
- 優良事業者の紹介 ●メールマガジン
- ごみ減量・リサイクルのアイデア募集・紹介
- 古紙回収・機密書類処理業者一覧

福岡市 古紙 マッチング

検索

## 集められた古紙の行方



## 圧縮梱包された紙



## 古紙の分別



## 禁忌品の除去

○紙以外のもの

○紙製のもの

古紙のリサイクルに様々な支障をきたす物が禁忌品

## リサイクル可能な紙は全てリサイクル

禁忌品を除いた紙類は全てリサイクル

## 紙は全てリサイクル

### 「雑がみ」もリサイクル



付箋のような小さな紙でも、リサイクルできます。

封筒や紙袋、透明な袋に入れてリサイクル

### 事業所内の古紙置場の整備



### 燃えるごみの中に混ざった古紙



### 古紙を排出する場所



## 古紙を排出する場所



## 古紙を排出する場所



## 事業所の分別好事例紹介①

### <A病院>



・左側の古紙回収ボックスは、上段が新聞紙下段が雑誌入れ

・患者、見舞客も使用する環境下にあり、初見の人間でも判別しやすいように、可燃ごみと古紙入れの形状や高さが異なる。

\*燃えるごみ箱の投入口が赤色になっており、色でも区別化されている。

・オフィスであれば、古紙入れの上に小さな箱や袋を置いて「雑がみ入れ」にしたり、そのままOA用紙（ミスコピー用）を設置できる拡張性がある。

## 事業所の分別好事例紹介②

### <B社>



・紙くず、プラ類を分類して捨てるようになっている（付箋の箱もある）が、特筆すべきは透明なごみ箱を使用していること。

・透明なごみ箱なら、間違えて捨てた場合に一目瞭然

\*分別に不慣れな者（新入社員、来客）でも判断しやすい。

\*第三者に確認されやすいことが、自制心を喚起し、分別の意識づけがしやすい。

## 事業所の分別好事例紹介③

<C社>



- 左側の古紙回収ボックスは、古紙を細かく分類する分別ボックスで、種類ごとに色を変えている。  
(再生可紙、封筒、雑古紙、雑誌など)
- 「その他分別方法がわからない物」を入れる箱がある。
- この箱に投入物があれば、廃棄物処理の最終管理を請け負う業者が、適切に分類する。  
\*社員に必要以上の分別作業への負担をかけないようにしている。

## リサイクルベースに排出可能な古紙

2. 簡単分別 ⇒ 回収できる古紙は紙製品であれば原則OK!!

新聞紙 ノート 段ボール メモ紙 包装紙 書籍  
BLACK FRIDAY シュレッター カタログ 漫画 コピー用紙 封筒  
紙袋  
CCCC  
April 1  
カレンダー  
コイル等の金具付でもOK!  
書類はファイルに組じたままで排出OK!  
プラスチックや金具付のファイルでもOK!  
ビニール型封筒でも書類を入れたまま排出OK!

主として紙製品であれば多少の金属・プラスチック等の異物付属OK!!

3. 紙製品でも混ぜてはいけない禁忌品例

油・食品が付着した紙 使用済みのティッシュ 紙おむつ 血液が付着した紙

## 紙回収用の専用ボックスを設置

共用スペースへ紙専用の回収ボックスを設置しましょう

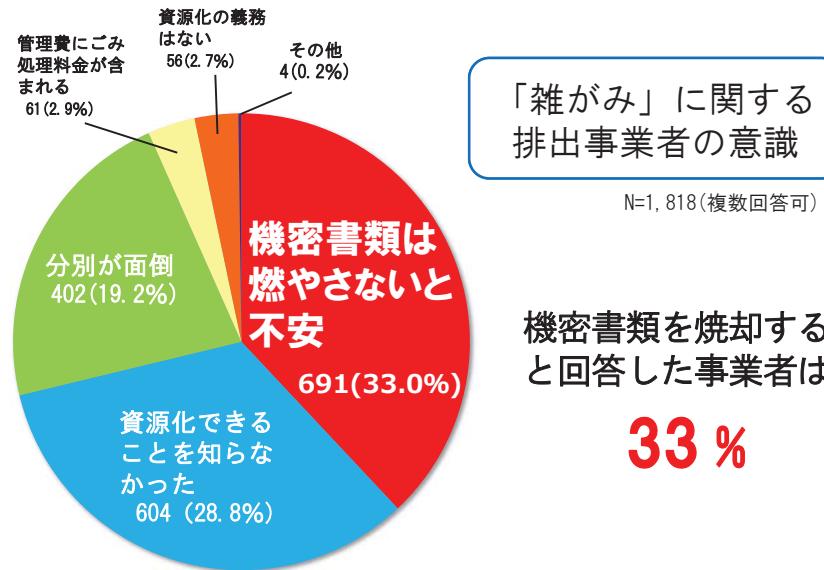
不特定多数が利用する共用スペースでは紙の分別ボックスを設置し難いため、来所者などが「雑がみ」をリサイクルできるよう専用の回収ボックスを設置しましょう。



機密書類



## 特定事業用建築物のアンケート結果



## 機密書類もリサイクル

機密書類は清掃工場へ搬入不可

※ R2.10.1より

## 禁止行為

機密書類を燃えるごみとして他都市へ  
排出することはできません

※市内で発生した燃えるごみは、「福岡市一般廃棄物処理計画」において下記の焼却処理施設で処理することとしており、他都市への持ち出しが規定していないため、機密書類を一般廃棄物（燃えるごみ）として市外で排出することはできません。

ただし、資源化（リサイクル）する際はこの限りではありません。

【燃えるごみ処理施設】 西部工場、東部工場、臨海工場、玄界島焼却場  
福岡都市圏南部工場

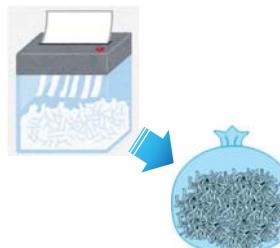
## 機密書類の処理方法



## 機密書類を自己処理

### ○事業所内で自己裁断する

(少量の機密書類の処理にはよい)



#### 【難点】

- ・機材（シュレッダー機など）が必要
- ・紙の纖維が細かくなりすぎるため、再生紙が良質の紙になりにくい
- ・大量に機密書類（保管年限のあるものなど）を処理することは困難

## 自己処理以外の方法

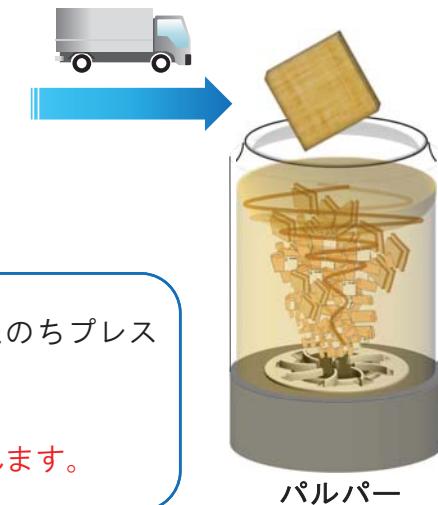
### 機密書類の処理業者に依頼する

## 「機密書類処理業者」の処理方法

- ①圧縮梱包
  - ②裁断
  - ③直接溶解 → 容器を開封しない
- } 容器（箱など）を開封



### ①圧縮梱包による処理方法



箱を開封し、紙を選別したのちプレス機で圧縮梱包する方法です。  
書類の裁断は行われません。  
圧縮物は製紙工場で溶解されます。

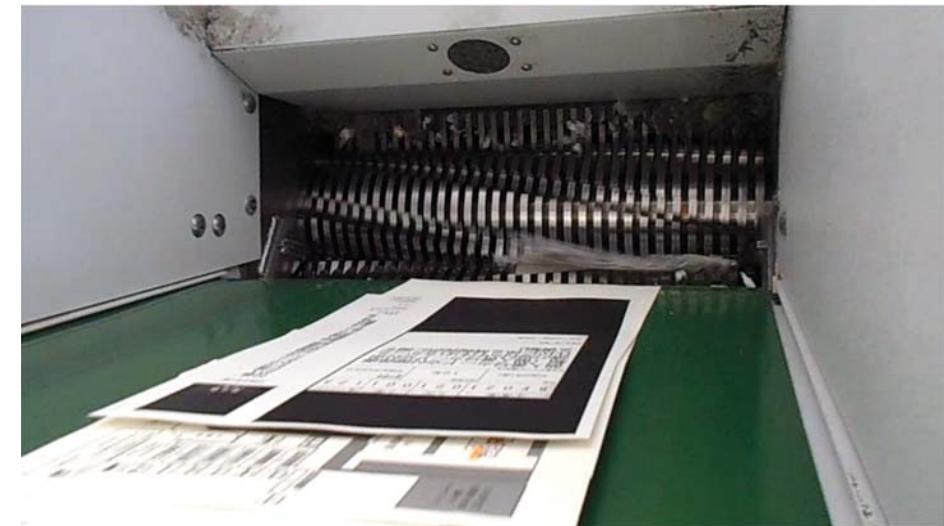
## ②裁断による処理方法

### ○処理業者の施設内で裁断

### ○出張裁断車の中で裁断 (シュレッダー積載車)

裁断機(大型シュレッダー)により、機密書類を高速破碎処理する方法です。  
裁断された紙片は圧縮梱包され製紙工場で溶解処理されます。

## 福岡市役所の大型裁断機①



## 福岡市役所の大型裁断機②



臨海クリーンパークに設置した大型シュレッダーでは、市役所の機密書類を、1日5時間で1.5トンほど処理します。  
大型シュレッダーでは、書類を破碎処理するため、紙片から情報を復元することはほぼ不可能です。

## 処理業者の裁断施設

高速破碎処理機



破碎後、圧縮梱包された紙片



裁断を依頼する際は、原則、排出時に禁忌品を取り除く必要がありますが、禁忌品が多少混入していても分別を行なながら、処理施設内の高速破碎処理機により処理を行います。  
処理業者の中には、高い情報漏洩防止の取組を行っている施設もあります。

## 分別状態による費用の比較

- ①資源化可能な紙のみに分別
- ②禁忌品が混入
- ③未分別(受入を拒否されることもあります)

安い  
↑  
↓  
高い

紙のリサイクルでは、禁忌品を取り除く必要があるため、  
分別状態によって以下の理由により費用が高額になることがあります。

- ・人の手で選別作業を行うため人件費がかかる。
- ・分別により発生した廃棄物の処理費用が発生する。

## ③直接溶解による処理方法

- 処理業者が製紙工場へ直接搬入



国内製紙工場へ直接運搬し溶解する方法です。  
回収後、開封せずに箱のまま溶解されるため、予め禁忌品を取り除いておく必要があります。

## 不安な事業者への対応

- 処理の立会（見学）サービス
- 各種処理証明書の発行  
(裁断証明、溶解証明など)

## 処理業者の探し方

- 福岡市事業系ごみ資源化情報発信サイト
- リーフレット第3号(令和2年6月発行予定)

機密書類の処理業者の選び方では、各事業者の「機密書類の保管状況」や「情報の取り扱い」の方針によって変化します。

そのため、福岡市では今後、「福岡市事業系ごみ資源化情報発信サイト」や「リーフレット第3号」でISO27001やPマークなどの各種認証や処理方法などの処理業者に関する情報紹介を行っていきます。ぜひご活用ください。

※本説明会の参加者には機密書類処理事業者一覧をリーフレットに先んじて配布しております。

## ルール変更に伴う準備の支援

分別区分変更の準備をしましょう



### 排出事業者支援の実施

古紙分別区分追加に伴う、  
古紙分別保管場所整備等に  
係る分別ボックス設置等の  
経費の支援



古紙分別保管場所（イメージ）

ご清聴ありがとうございました